

《会計・税務の知識》 事業承継税制について

はじめに

近年、経営者の高齢化が急速に進展する中で、日本の9割を占める中小企業の事業承継を円滑に進めることは、地域経済の活性化や雇用確保の観点から重要な政策課題となっています。後継者が過度な税負担なく会社経営を承継することを推進するため、事業承継税制が設けられています。

平成21年度に創設された事業承継税制は、たびたび改正が繰り返されてきましたが、平成30年度税制改正でも大幅な見直しが予定されていますので、主な改正内容について確認していきましょう。

なお、改正案は施行日後5年以内に承継計画を作成・提出し、10年以内（平成39年12月31日まで）に贈与等を行う場合の時限措置となります。

1. 制度概要

後継者が先代経営者から相続・贈与等を通じて承継会社の非上場株式を取得するにあたり、後継者に大きな相続税や贈与税が課されることは、事業承継の足かせとなります。このため、各種要件を満たした相続・贈与については、納税を猶予又は免除する特例が設けられており、これを一般的に事業承継税制といいます。

納税猶予の対象は、現行では議決権総数の2/3を上限として、贈与税額は100%、相続税額は80%とされていましたが、改正案では猶予割合が100%に拡大することで、後継者の事業承継時の税負担をゼロに抑えることが可能になります。

内容	現行制度	改正案
対象株式数	議決権総数の2/3が上限	全株式が対象
納税猶予割合	80%	100%
全株式を相続した場合	$100 \times 2/3 \times 80\% = 53.3\%$ を猶予	全額を猶予

2. 特例を適用するための要件

事業承継税制の適用を受けるためには、以下の要件を満たすことが必要です。

(1) 対象となる会社の要件

- ・非上場の中小企業者に該当すること
- ・常時使用従業員の数が1名以上であること
- ・資産管理会社に該当しないこと

- ・風俗営業会社に該当しないこと
- ・総収入金額が0を超えていること

(2) 被相続人の要件

現行では、被相続人は、①会社の代表権を有し、②相続開始直前において同族関係者と合わせて議決権数の50%超を有しており、③その同族関係者の中で筆頭株主である、という要件がありました。

改正案では、代表者以外の者から贈与等により取得する株式についても特例の対象になります。

(3) 相続人の要件

現行では、相続人は相続開始から5か月以内に会社の代表者となることや、制度の対象となる後継者は1名に限定されていました。

改正案では、代表権を有する後継者であって、保有する株式が総議決権数の10%以上かつ上位2名又は3名であれば、最大3名の後継者に承継することが可能となります。

内容	現行制度	改正案
被相続人(先代)	筆頭株主の代表者	限定されない
相続人(後継者)	後継者は1人のみ	最大3人まで

3. 雇用維持要件

現行の事業承継税制では、承継後5年間の平均従業員数が承継前の80%を下回った場合には、納税の猶予が打ち切りとなり、利子税とあわせて全額の納付が必要となる厳密な雇用確保要件がありました。

改正案ではこの要件が弾力化され、これを満たせなかった場合でも、その理由を記載した書類を都道府県に提出し、経営悪化等が理由の場合には認定支援機関の指導助言を受けることで、納税猶予が維持されることとなります。

内容	現行制度	改正案
雇用要件	5年平均で80%維持 →未達成なら全額納付	未達成でも、理由書を提出すれば猶予が継続

おわりに

事業承継税制は納税者にとって非常に有利な制度ですが、事業承継においては今回紹介した以外にも様々な法律や税制が絡んできます。適切なアドバイザーに相談し、早期から計画的に事業承継に取り組むことが事業承継成功のポイントといえます。

(担当：江森)